

## 医療機関における「身元保証人等」の分析

研究代表者	山縣 然太郎	（山梨大学大学院 総合研究部 医学域 社会医学講座）
研究分担者	田宮 菜奈子	（筑波大学 医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野）
研究分担者	武藤 香織	（東京大学医科学研究所 公共政策研究分野）
研究分担者	篠原 亮次	（健康科学大学 健康科学部 公衆衛生・疫学分野）
研究分担者	橋本 有生	（早稲田大学法学学術院）
研究協力者	齋藤 祐次郎	（齋藤祐次郎法律事務所）
研究協力者	秋山 有佳	（山梨大学大学院 総合研究部 医学域 社会医学講座）
研究協力者	山崎 さやか	（健康科学大学 看護学部）

本研究は、我が国特有の医療機関における「身元保証人等」について、その役割、法的解釈、歴史的側面から検討し、医療機関における「身元保証等」の背景と課題を明確にすることを目的とした。本研究班の平成 29 年度及び平成 30 年度の調査結果、身元保証制度に関する文献、調査報告、研究報告を基に以下の点について整理した。

1. 医療機関における「身元保証人等」の役割と名称
2. 民法における保証人または連帯保証人
3. 身元保証ニ関スル法律における身元保証人
4. 我が国の身元保証契約の変遷
5. 医療機関が入院時に求める「身元保証人等」の法的性質
6. 医療機関が「身元保証人等」を求めることについての問題点
7. 医療機関における「身元保証人等」の今後について

我が国特有の医療機関における「身元保証人等」について、その役割、法的解釈、歴史的側面から検討し、医療機関における「身元保証等」の背景と課題が改めて明確になった。入院の際に患者の「身元保証人等」を求めることは、患者本人、「身元保証人等」になる人、医療機関の三者に弊害があった。具体的には、患者が「身元保証人等」が得られない場合に適切な医療が受けられない、「身元保証人等」となる人の心理的負担が大きく債務が発生した場合、限度額の定めがなく想定し得ないような金額になる可能性がある、「身元保証人等」による契約の実行可能性が低い、医療機関における「身元保証」の契約書の法的根拠が曖昧なこと等が挙げられた。全ての人が適切な医療を受けられるように「身元保証人等」の存在を前提とした医療体制を改善していくことが望まれる。

## A. 研究目的

本研究は、我が国特有の医療機関における「身元保証人等」について、その役割、法的解釈、歴史的側面から検討し、医療機関における「身元保証」の背景と課題を明確にすることを目的とした。

## B. 研究方法

本研究班の平成 29 年度及び平成 30 年度の調査結果、身元保証制度に関する文献、調査報告、研究報告を基に以下の点について整理した。

1. 医療機関における「身元保証人等」の役割と名称
2. 民法における保証人または連帯保証人
3. 身元保証ニ関スル法律における身元保証人
4. 我が国の身元保証契約の変遷
5. 医療機関が入院時に求める「身元保証人等」の法的性質
6. 医療機関が「身元保証人等」を求めることについての問題点
7. 医療機関における「身元保証人等」の今後について

### 【用語の説明】

1. 身元保証人等：医療機関が入院時に求める身元保証人の総称。債務の保証だけでなく患者の身上についての一切を保証する。名称は身元保証人、保証人、連帯保証人など様々である。
2. 身元保証人：身元保証ニ関スル法律におけ

る身元保証人

3. 保証人：民法での保証人
4. 連帯保証人：民法での連帯保証人

## C. 研究結果

1. 医療機関における「身元保証人等」の役割と名称

- (1) 医療機関における「身元保証人等」に求められる役割

「身元保証人等」は、アからエに示すように入院する患者に関する広汎な事項を保証する役割を求められている<sup>1</sup>。

- ア. 患者の身元の保証 緊急連絡先、本人の身柄引取り、遺体・遺品の引取り等
- イ. 患者の債務の保証 医療費の支払い、債務の保証
- ウ. 患者の療養生活の保証 入院生活に必要な物品の準備、入院規則の遵守の保証等
- エ. 患者の医療の保証 入院診療計画書の同意、医療行為の同意等

- (2) 医療機関における「身元保証人等」を表す名称

病院の契約書（申込書・同意書）・利用約款等で使用されている名称は、「保証人」、「連帯保証人」、「身元保証人」、「身元引受人」等が挙げられる<sup>2</sup>。今年度の本研究のヒアリング調査で契約書を確認できた病院では、「保証人」、「連帯保証人」、「申込人」の名称を使用しており、「身元

<sup>1</sup> 平成 29 年度厚生労働科学特別研究事業「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」

<sup>2</sup> 平成 29 年 10 月公益法人成年後見センター・リーガルサポート「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書」

保証人」という名称の使用は今回の調査では確認出来なかった。

医療機関で「保証人」や「連帯保証人」という名称を使用しているが、ヒアリング調査では、連帯保証人は身元保証人やキーパーソンとほぼ同義として「緊急時の連絡先」、「本人の身柄引取り」、「医療行為の同意」の役割を求める医療機関もあった。連帯保証人が著名押印する入院時の契約書では、連帯保証人への説明として患者の債務の保証の文言に加え、患者が病院規則やその他の指示を遵守することの約束、患者の責めに因る損害賠償、患者の引き受け、患者の身上に責任を持つ等の文言が加えられていることがある<sup>3</sup>。近年は、多くの医療機関が連帯保証人と身元引受人を区別し、両者の提示をそれぞれ求めているという報告<sup>4</sup>もあるが、本研究の調査においては両者の区別をしていない医療機関が多くあった。現状としては、医療機関においては保証人や連帯保証人の名称であっても、債務の保証に留まらず、患者の身柄引受け、療養生活や医療の保証等のいわゆる「身元保証人等」の役割も求められることがあると言える。

## 2. 民法における保証人または連帯保証人

保証人・連帯保証人は、本人（主たる債務者）がその債務を履行しないときに、これに代わっ

てその履行をする責任を負う（民法第 446 条）。保証人と連帯保証人の違いは、「補充性」がなく、催告の抗弁権及び検索の抗弁権（同法第 458 条）がないこととされている。具体的には、病院等（債権者）が債務を請求する際、保証人の場合「まずは主たる債務者に請求するよう主張すること」、「主たる債務者に弁済する資力がある場合、弁済が可能であることを理由に、主たる債務者から弁済をうけるよう主張すること」ができるが、連帯保証人の場合はこのような主張ができない。これらのことから、連帯保証人の責任は保証人に比べて一層重いとされている<sup>5</sup>。

患者が医療機関に対して負う支払債務について、連帯保証人となった場合、連帯保証人は、主債務者である患者と同様の支払い責任を負い、医療機関から提示があれば、主債務者である患者の弁済資力の有無にかかわらず、いつでも応じなければならない（454 条）<sup>4</sup>。

通常の保証とは、契約時に特定している債務の保証である、一方、根保証は、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約であり、保証人となる時点では、現実にとりだけの債務が発生するか分からないケースをいう。法務省は、貸金等債務以外の根保証の例として、「介護、医療等の施設への入居者の負う各種債務を保証する保証契約」を挙げている<sup>6</sup>。

<sup>3</sup> 平成 29 年度及び平成 30 年度の調査で確認できた入院契約書及び web 上で公開されダウンロードができる入院契約書等を参照した。

<sup>4</sup> 総務省「入院費用等の担保についての連帯保証人以外の選択肢の設定～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～」 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000493410.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000493410.pdf)

[www.soumu.go.jp/main\\_content/000493410.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000493410.pdf)

<sup>5</sup> 吉國一郎他編「法令用語辞典（第 9 次改定版）」

<sup>6</sup> 法務省「民法の一部を改正する法律（債権法改正）について」 [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)

### 3. 身元保証ニ関スル法律における身元保証人

上述した通り、平成 29 年度のアンケート調査及び平成 30 年度のヒアリング調査から、医療機関は患者の身上に関する事項についての広汎な役割を、保証人や連帯保証人と称される「身元保証人等」に求めている現状が明らかとなった。このような医療機関が求める「身元保証人等」における役割の広汎性や無限的な債務の保証を考慮すると、我が国の医療機関における「身元保証人等」は、民法の保証人や連帯保証人が基になっているというよりも、「身元保証ニ関スル法律」と、この法律の基となった我が国特有の制度である「身元保証契約」が根底にあると推察される。「身元保証ニ関スル法律」によると、「引受、保証その他どのような名称であっても、期間を定めずに被用者の行為によって使用者の受ける損害を賠償することを約束する」ことを「身元保証契約」と称している。身元保証は、損害担保契約であり、一般的な保証契約とは異なるという見解がある<sup>7</sup>。上記のような身元保証ニ関スル法律の「身元保証契約」の特殊性は、医療機関における身元保証と類似しているため、我が国における「身元保証契約」の歴史的経緯を振り返り、医療機関における「身元保証人等」の問題点と課題を明確にする。

### 4. 我が国の身元保証契約の変遷

西村信雄の「身元保証の研究」<sup>8</sup>では、身元保証は我が国特殊の伝統的保証制度であり、徳川

時代の人請制度（奉公人のための契約上の担保制度）に由来し、人請契約は奉公人が将来主人に対して迷惑を及ぼす人物ではないことを担保するものであり、このような広汎無限ともいふべき担保責任を表示する文言形式は、現代の身元保証契約にも踏襲されていると述べている。この身元保証契約の永続性と広汎性に制限を加えたものが、昭和 8 年に施行された「身元保証ニ関スル法律」である<sup>9</sup>。西村は、身元保証契約は被用者のための保証契約であって、身元保証人が使用者に対し、被用者（身元本人）に関する一定の事由に因る不利益を被らしめない、ということ担保する契約を総称するが、身元保証書に身元本人の一身上に関する一切を引き受ける等という文言が広く使用されているのは前代の人請の封建遺制的な性格を伝承する伝統的制度であるからと考察している。また、西村は、当時の身元保証契約成立の独自の特殊性を次の(1)から(5)のように挙げているが、これらは今日の医療機関における「身元保証」にも通じる問題点であると推察される。

- (1) 身元保証の締約に際して身元保証人の受ける心理的強制の度合いが著しく大きい
- (2) 身元保証人が保証の引受に対する対価を取得することはない
- (3) 身元保証人となる人は身元保証書の用紙に押印するだけであり、保証文言としては

<sup>7</sup> 能登真規子(2017)「民法改正と身元保証」  
名古屋大学法政論集

<sup>8</sup> 西村信雄(1965)「身元保証の研究」

<sup>9</sup> 身元保証ニ関スル法律では、身元保証責任の

存続期間は 5 年ないし 3 年であり、賠償金学は事情を照らし合わせ裁判所が定めることになっているが、その限度額の提示はない。

きわめて広汎無限な保証責任が用いられている

- (4) 身元保証の締約は、単に形式を整えるためという程度に軽視されている場合がある
- (5) 身元保証の締約は、とくに保証人の側から見た場合、軽率になされる場合がめずらしくない

医療機関における「身元保証人等」に焦点を当てた学術研究はほとんどなく、我が国の医療機関が「身元保証人等」を求めようになった経緯や契約内容について記された文献は見つけられなかったが、昭和 40 年に刊行された「身元保証の研究」の中では、「入院患者の保証人」という文言が見られるため、この当時すでに入院時に「身元保証人等」を求める制度が普及していたと推察される。

医療機関における「身元保証人等」は、当初は前近代から我が国にある身元保証契約を基として「身元保証人」という名称で患者の身上の一切を保証する役割を担っていたのではないかと推察する。しかし、被用者のための法律である身元保証ニ関スル法律が施行され、身元保証人という名称では法的に債務の保証を求められなくなったため「保証人」や「連帯保証人」の名称に変わっていったが、実際の運用としては「身元保証人」と変わらず、連帯保証人等が著名押印する入院時の契約書に患者の身上の責任を持つという旨の文言が残されたのでは

ないかと考える。

#### 5. 医療機関が入院時に求める「身元保証人等」の法的性質

患者の身上に関する広汎な事項を保証するような入院時の身元保証契約への、「身元保証ニ関スル法律」の適応については否定的な意見がみられる。西村は、身元保証を拡大解釈すれば入院患者の保証人も身元保証人ということになり得るが、このような拡大解釈は身元保証が被用者のための保証であるという概念を曖昧にするため、少なくとも狭義においては、被用者のための保証のみを指すと考えるべきであると述べている。また、能登も、病院や高齢者施設への入院・入所に対して身元保証を求められることがあるが、それらには身元保証法は適用されないと指摘をする<sup>10</sup>。医療機関において入院契約時に求められる患者の身上の広汎な責任を負う身元保証契約の明確な法的根拠は見つからなかった。

能登の 2012 年の調査によると、過去約 20 年の入院・入所のための身元保証の裁判例は 10 件にとどまり、これらの者に対して責任追及がなされた事例で裁判例として公表されているものは見当たらないと述べている<sup>11</sup>。本年度のヒアリング調査でも、患者の未収金について「身元保証人等」に電話や書面での督促はしていても訴訟に至ったケースは無かった。

「身元保証人等」を「保証人」、「連帯保証人」と称し債務の保証だけの役割に着目すれば、民

<sup>10</sup> 能登真規子(2015)「現代の身元保証(6・完)2012 年度実態調査」

<sup>11</sup> 能登真規子(2012)「身元保証の裁判例(1): 過去 20 年間の裁判例の考察」

法の根保証に相当すると推察される。総務省は、医療機関が連帯保証人を求めているも、連帯保証人が意味を分からず引受けていたり、連帯保証人に支払能力がなかったり、虚偽の記載であること等が理由でその実効性は必ずしも高くないと報告している<sup>12</sup>。本年度のヒアリング調査においても同様に、連帯保証人が経済的に困窮している場合も多く、虚偽の記載もあるため、連帯保証人に連絡しても支払いがなされないことも多く、実際には医療機関が債務の保証を必ずしも期待していない現状も明らかとなった。入院時に連帯保証人を求めることは、患者自身が適切な医療を受けられなくなることに加え、連帯保証人となる人たちの保護という観点からも望ましくなく、医療機関にとってもその実効性が乏しいため債務の保証につながらない可能性が高い。2020年の民法改正により、包括根保証の禁止の対象が拡大され、極度額の定め義務付けについては、「介護、医療等の施設への入居者の負う各種債務を保証する保証契約」を含むすべての根保証契約に適用され、限度額の定めのない個人の根保証契約は無効となる<sup>13</sup>。民法改正により個人保証の保護が講じられているため、今日の医療機関における保証契約のような、「身元保証人等」が予期出来ない多大な負担を課すような契約形式は見直していく必要がある。

## 6. 医療機関が「身元保証人等」を求めること

<sup>12</sup> 総務省「入院費用等の担保についての連帯保証人以外の選択肢の設定～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～」 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000493410.p](http://www.soumu.go.jp/main_content/000493410.p)

についての問題点

医療機関が「身元保証人等」を求めることについての問題点を(1)患者、(2)「身元保証人等」、(3)医療機関、(4)患者、「身元保証人等」、医療機関に共通する問題点の四つの側面から考察した(図1)。

### (1) 患者の問題

- ・「身元保証人等」が得られない場合、適切な医療を受けられない場合がある
- ・「身元保証人等」を要請する心理的負担がある

### (2) 「身元保証人等」の問題

- ・「身元保証人等」を引受けないと、患者が入院出来ないという心理的負担が大きい
- ・保証の引受に対して無償であり、善意で受けている
- ・身元の保証、債務の保証、療養生活や医療の保証等の広汎な役割を果たす責任を求められる
- ・債務が発生した場合、限度額の定めがなく想定し得ないような金額になる可能性がある

### (3) 医療機関の問題

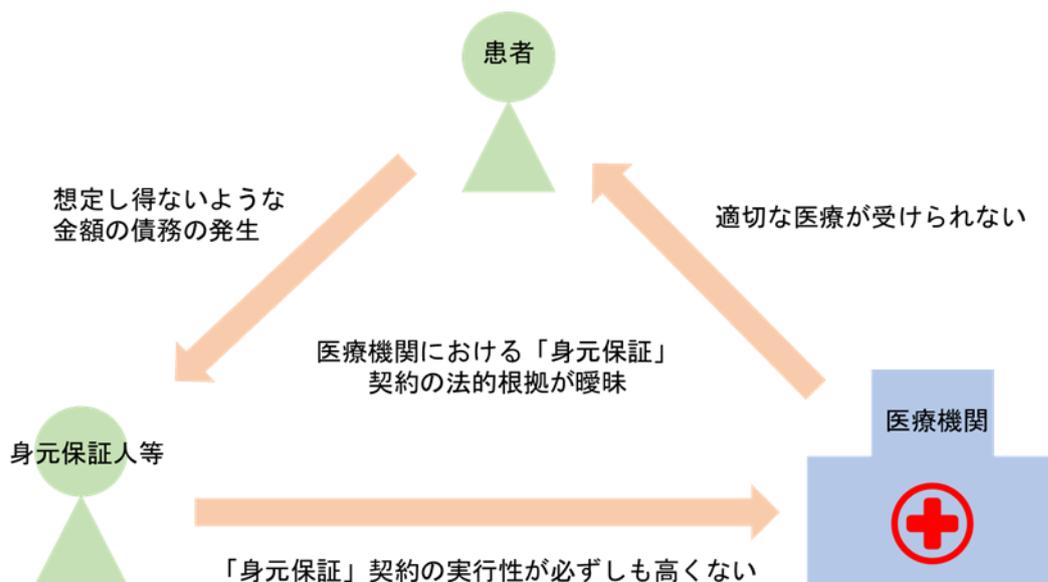
- ・「身元保証人等」に成り得る人を探す時間と労力が消費される
- ・「身元保証人等」になる人の著名押印のある契約書があっても、必ずしも債務の保証がされない
- ・外国人など身元保証の文化を持たない人に対応できない

df

<sup>13</sup> 法務省「民法の一部を改正する法律（債権法改正）について」 [http://www.moj.go.jp/MI/NJI/minji06\\_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MI/NJI/minji06_001070000.html)

- (4) 患者、「身元保証人等」、医療機関に共通する問題
- ・医療機関における「身元保証等」の契約書の法的根拠が曖昧
  - ・予測される債務の金額やリスク等の説明が無く、契約書の差入れのみで契約がなされている

図1 医療機関が「身元保証人等」を求めることについての問題



7. 医療機関における「身元保証人等」の今後について

「身元保証ニ関スル法律」は、昭和8年から現在まで改正されておらず、被用者のための身元保証は形式化形骸化が進み、身元保証は契約としての内実を伴わないものになっているという指摘がある<sup>14</sup>。医療機関における身元保証についても、身元保証という前近代的な制度を、血縁や地縁が希薄化する我が国の現状に当てはめるのは困難であり、患者に係る広範な責任を家族が主として担う身元保証には限界があると考えられる。医療機関における「身元保証」

に関する契約の法的根拠も見当たらず、加えて、「身元保証人等」を必要とする運用は、患者、「身元保証人等」、医療機関の三者に弊害があるため、入院時に「身元保証人等」を求める制度を是正していく必要がある。そのためには今回発出するガイドラインを活用し、今まで「身元保証人等」が一手に担ってきた役割を既存の制度やサービスに振り替えて、全ての人が適切な医療を受けられるように環境を改善していくことが重要であると考えます。

<sup>14</sup> 能登真規子(2015)「現代の身元保証(6・完)2012年度実態調査」

## D. 考察

我が国特有の医療機関における「身元保証人等」について、その役割、法的解釈、歴史的側面から検討し、医療機関における「身元保証等」の背景と課題が改めて明確になった。入院の際に患者の「身元保証人等」を求めることは、患者本人、「身元保証人等」になる人、医療機関の三者に弊害があった。全ての人が適切な医療を受けられるように「身元保証人等」の存在を前提とした医療体制を改善していくことが重要である。

## E. 研究発表

### E-1. 論文発表

篠原亮次, 山縣然太郎. 「医療現場における成年後見制度及び病院における身元保証人の役割等の実態把握研究」報告書の概要とみえてきた課題. 実践 成年後見, 77: 12-21, 2019

### E-2. 学会発表

なし

## F. 知的財産権の出願・登録状況

なし